



三重県公報

平成22年7月30日(金)

第 2210 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
415	平成22年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政室)	2
416	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(社会福祉室)	3
417	有害な興行の指定	(こども未来室)	3
418	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森林保全室)	3
419	同件	(同)	4
420	同件	(同)	5
421	同件	(同)	5
422	同件	(同)	6
423	同件	(同)	7
424	同件	(同)	8
425	知事の水防警報発令河川の指定	(施設災害プロジェクト)	8
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO室)	8
	同件	(同)	9
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	9
	同件	(同)	10
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	10
	同件	(同)	10
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	11
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整室)	11
	同件	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地室)	12
正 誤			
	平成22年6月22日付け三重県公報第2199号	(下水道室)	12

告 示

三重県告示第 415 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされる場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 募集区分

- (1) 男子（一般及び平成 23 年 3 月高等学校卒業予定者）
- (2) 女子（一般及び平成 23 年 3 月高等学校卒業予定者）

2 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

3 募集期間、試験期日及び採用時期

募集区分	募 集 期 間	試 験 期 日		採 用 時 期
男子	平成 22 年 7 月 1 日（木）から 平成 22 年 9 月 15 日（水）まで	筆記試験、口述試験 及び適性検査	平成 22 年 9 月 16 日（木）	平成 23 年 3 月 下旬から 平成 23 年 4 月 月上旬まで
		身体検査	平成 22 年 9 月 27 日（月）又は 平成 22 年 9 月 28 日（火）のう ち指定する日	
女子	平成 22 年 8 月 1 日（日）から 平成 22 年 9 月 10 日（金）まで	平成 22 年 9 月 26 日（日）		

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、年齢 18 歳以上 27 歳未満の男子又は女子。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験場の名称及び位置

試 験 期 日	採用種目	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
平成 22 年 9 月 16 日（木） （筆記試験、口述試験及び適性 検査）	男 子	四日市市市民交流会館 本町プラザ	四日市市本町 9-8
		三重県総合文化センター	津市一身田上津部田 1234
		伊勢商工会議所	伊勢市岩淵 1 丁目 7-17
		三重県伊賀県民センター	伊賀市四十九町 2802
		熊野市文化交流センター	熊野市井戸町 643-2
平成 22 年 9 月 27 日（月）又は 平成 22 年 9 月 28 日（火）のう ち指定する日（身体検査）		陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975
平成 22 年 9 月 26 日（日）	女 子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

6 志願受付場所

(1) 次表に掲げる場所

名 称	位 置
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-228-4722	津市桜橋 1 丁目 19
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階

自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市本町 29-24 オキナマンション 1階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2丁目 1-58 角屋ビル 2階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘東町 1023-1
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 416 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岡田 安弘	レイス治療院	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 22 年 6 月 1 日
佐藤 茂喜	レイス治療院	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 22 年 6 月 1 日
中島 しず子	レイス治療院	四日市市あかつき台 4-1-40	平成 22 年 6 月 1 日

三重県告示第 417 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
39	映画	アイスバーグ！ （原題）L'ICEBERG	フランス映画社 （ベルギー映画）	平成 22 年 7 月 30 日	著しく性的感情を刺激するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
40	映画	いいなり未亡人 後ろ狂い	オーピー映画		
41	映画	美脚教師 開いて悶絶	オーピー映画		
42	映画	家政婦が見た痴態～お願い汚して～	オーピー映画		
43	映画	花と蛇 3	東映ビデオ		

三重県告示第 418 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第 1 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町小阪字本郷 1426 の 5
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字大久保 1126 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町野口字大平 558 の 1 から 558 の 3 まで、559、565

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 419 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町川上字下瀬戸 4716、4716 の 1、4737 から 4740 まで、4740 の 1、4741 から 4746 まで、4746 の 1、4747、4747 の 1、4748 から 4750 まで、4750 の 1、4750 の 2、4751、4751 の 1、4752、4753、4753 の 1、4754、4754 の 1、4761、4761 の 1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 420 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第 1 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市二木島町字相川 584
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字相川 584（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第 2 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市磯崎町字宮ノ脇 1135 の 20
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字宮ノ脇 1135 の 20（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 421 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第 1 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町八知字倉骨 5234 の 95
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字倉骨 5234 の 95（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町川上字板井谷 2798 の2

2 保安林指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 422 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第 1 1 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡紀宝町高岡字朽谷奥 971、字高畑 1424 の 1、1424 の 2、字ドイヅキ 1425 の 55（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2 1 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡紀宝町桐原字大峯 633、阪松原字柳ヶ谷 997 の 2、字菖蒲峪 1104 の 2

2 保安林指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 423 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第 1 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町小又字瀧下 674 の 2、飛鳥町大又字杓ノダワ 1256、1257、1257 の 1、字長谷 1295 の 1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第 2 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市五郷町湯谷字高代山 251 の 2、251 の 3、305、307、307 の 1、309、字池島 447 の 1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第 3 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市五郷町湯谷字本京ノ向 1、字横平向 23、字滝谷 28、字木屋ノ口 58、59、66 の 1、67、五郷町桃崎字越屋奥 117
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 424 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町下之川字牛谷 1502、1503、1506
- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 425 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項の規定により、知事が水防警報をしなければならない河川を次のとおり追加指定し、平成 22 年 8 月 1 日から施行します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

河川・海岸名	左右岸の別	区 域	延 長 (m)	所轄建設事務所	担当水防管理団体名	
					指定の有無	団体名
天白川	左右	四日市市日永から河口まで 同 上	3,600 3,600	四日市建設事務所	有	四日市市
堀切川	左右	鈴鹿市稲生町から河口まで 鈴鹿市五祝町から河口まで	4,700 4,700	鈴鹿建設事務所	有	鈴鹿市
愛宕川	左右	松阪市末広町から金剛川合流点まで 同 上	4,800 4,800	松阪建設事務所	有	松阪市
名古屋川	左右	松阪市駅部田町から金剛川合流点まで 同 上	4,000 4,000	松阪建設事務所	有	松阪市
加茂川	左右	鳥羽市松尾町から河口まで 同 上	7,200 7,200	志摩建設事務所	無	鳥羽市
赤羽川	左右	北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須から河口まで 同 上	8,000 9,600	尾鷲建設事務所	有	紀北町
船津川	左右	北牟婁郡紀北町海山区河内から河口まで 同 上	7,600 7,600	尾鷲建設事務所	有	紀北町

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 9 月 21 日まで縦覧

に供します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 22 年 7 月 21 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 CIL・ARCH

(2) 代表者の氏名

畠中 忠

(3) 主たる事務所の所在地

津市上浜町 5 丁目 63-2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 9 月 21 日まで縦覧に供します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 22 年 7 月 21 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重県日本中国友好協会

(2) 代表者の氏名

柳瀬 恒範

(3) 主たる事務所の所在地

津市北丸之内 202 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に県民に対して、日本と中国両国民の相互理解と友好交流を深め、互恵関係を推進する事業を行い、もって両国とアジアおよび世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 22 年 7 月 13 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 あおい

(2) 代表者の氏名

松川 郭樹

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市西明寺 1375 番地の 6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）に対して、地域社会において良好に日常生活を継続できるよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障害者が心身ともに安らぎと、生きがいを感じ豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、よって地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成22年7月13日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 地域お助けネット

(2) 代表者の氏名

廣瀬 慧

(3) 主たる事務所の所在地

員弁郡東員町笹尾西3丁目7番7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民相互の「助けたり、助けられたり」の精神で、地域の困りごとは地域で解決出来るようにつとめ、住みよい街づくりを目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成22年9月21日まで縦覧に供します。

平成22年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成22年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 共同連三重

(2) 代表者の氏名

常住 良信

(3) 主たる事務所の所在地

津市中河原399番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅の障害者に対して、自立を支援することに関する事業を行い、もって三重県民に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成22年9月21日まで縦覧に供します。

平成22年7月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 22 年 7 月 21 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 シルバーフードサービス
 - (2) 代表者の氏名
古谷賢治
 - (3) 主たる事務所の所在地
四日市市昌栄町 8 番 12 号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び療養者に対して、給食事業・食事指導・訪問介護事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 認証年月日
平成 22 年 7 月 14 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 伊勢ふるさと会
 - (2) 代表者の氏名
大橋 将人
 - (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市大世古 3 丁目 1 番 97 号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域における精神障害者及び家族、ボランティア、その他地域住民に対し、多様な保健福祉サービスを、その利用者・家族の意向を尊重して総合的に提供するよう創意工夫することにより、利用者がその有する能力に応じて自立した社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

札場土地改良区（四日市市朝明町 2496 番地）

退任理事

四日市市札場町 342 番地
 " " 334 番地 1
 " 朝明町 2492 番地
 " 札場町 343 番地
 " " 351 番地 1

藤 谷 克 彦
 服 部 守 男
 松 田 晃 一
 松 田 幸 寿
 松 田 重 文

退任監事

四日市市中野町 936 番地
 " 札場町 335 番地の 2

市 川 二三百
 樋 口 薫

就任理事

四日市市札場町 342 番地
 " " 334 番地 1
 " 朝明町 2492 番地

藤 谷 克 彦
 服 部 守 男
 松 田 晃 一

四日市市札場町 343 番地	松田幸寿
〃 〃 351 番地 1	松田重文
就任監事	
四日市市中野町 936 番地	市川義彦
〃 札場町 335 番地の 2	樋口薫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野呂昭彦

嬉野中郷土地改良区（松阪市嬉野森本町 1153 番地）

退任理事

松阪市嬉野宮野町 363 番地	中川朝哉
〃 嬉野滝之川町 78 番地	小森晴行
〃 嬉野釜生田町 632 番地	清水和義
〃 嬉野森本町 791 番地 2	松本博之
〃 嬉野滝之川町 137 番地	大森嘉美
〃 嬉野宮野町 317 番地	坂井貞夫
〃 嬉野矢下町 871 番地	家城英雄

退任監事

松阪市嬉野釜生田町 676 番地	北浦久晴
〃 嬉野宮野町 425 番地	前田哲

就任理事

松阪市嬉野宮野町 363 番地	中川朝哉
〃 嬉野滝之川町 78 番地	小森晴行
〃 嬉野釜生田町 632 番地	清水和義
〃 嬉野森本町 791 番地 2	松本博之
〃 嬉野滝之川町 137 番地	大森嘉美
〃 嬉野宮野町 3442 番地	小西隆司
〃 嬉野矢下町 871 番地	家城英雄

就任監事

松阪市嬉野矢下町 939 番地	川岸敏一
〃 嬉野森本町 1045 番地	久世幸男

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 22 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 22 年 7 月 30 日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
伊賀市島ヶ原

正 誤

平成 22 年 6 月 22 日付け三重県公報第 2199 号に登載しました、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示中
ページ 行 誤 正
3 19 亀山市都市計画下水道事業 亀山都市計画下水道事業

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
